



報 廣 いずみざき

村作り五原則

- 一、互いに仲良く助け合い、明るい村を作りましょう。
- 一、教養を深め、文化のかけがえのない村を作りましょう。
- 一、環境を整え、健康で清潔な村を作りましょう。
- 一、勤労に励み、豊かな村を作りましょう。
- 一、きまりを守り心を合わせて平和な村を作りましょう。

昭和53年 6 月 5 日発行

(第 1 3 3 号)

編 集・泉崎村役場総務課

印 刷・野木印刷所



今月の納税

- ・県 村 民 税…第 1 期
 - ・国 民 年 金…第 1 期
- 6 月 30 日までに納入してください。

チリも積もれば……

私たちが何気なく捨てたゴミや空き缶がいつの間にか山のようにになっている所がいろいろあります。このように何気なくが、不衛生をもたらすばかりでなく、その地域の美観を損ねます。ゴミは、決められた回収日の指定場所に出してください。

6 月 号

!!国民年金の保険料を納められない方は免除の手続きを!!

国民年金制度に、保険料の「免除」という制度があるのを御存知ですか。

国民年金に加入している人は、必ず保険料を納めなければなりません。が、家計が苦しいとか、生活保護をうけている人など経済的な理由で保険料を納めることができない人については、

保険料の納付が免除されることになっていきます。

国民年金

これが保険料免除の制度ですが、保険料免除制度には、免除の事由に該当したときから免除される「法定免除」と、申請によって免除される「申請免除」の二つがあります。

法定免除に該当する人は国民年金の障害年金、障害福祉年金や母子（準母子）福祉年金をうけている人、または生活保護法の生活扶助、らい予防法による生活援助をうけている人などです。

申請免除に該当する人は所得がない人、世帯員が生活保護法の医療扶助やらい

予防法による援助をうけている人などで保険料を納付することが著しく困難なときです。このようなときは役場の年金係で手続きをとって下さい。

免除をうけた期間は、年金額を計算するときには、保険料を納めた場合の三分の一の額となります。なお免除をうけた期間については、その後、生活にゆとりができた時に、過去十年前までさかのぼって納めることができます。追納した期間は、年金額の計算のときに、保険料を納めた場合と同じように計算されます。現在免除をうけている人で、その後生活にゆとりができたたりして、保険料を追納又は免除消滅の希望の方は係まで連絡して下さい。

~~~~~  
泉崎村土地改良区よりお知らせ

泉崎中部地区並びに踏瀬地区の農業構造改善事業による換地登記権利証については昭和五十一年四月六日に交付したがまだ受領しない組合員が居るので至急印鑑特参の上受取り下さい。

## 「みんなの力でゴミのない明るく健康的な村づくり」

去る五月二六日と六月一日の両日、関和久地区及び瀬知房地区のゴミ等の一斉排除が実施されました。農繁期にもかかわらず約二五〇人がゴミの搬出に御協力下さいまして、ダンブに約十台ものゴミが搬出されました。このような大がかりなゴミの搬出は初めてで改めて村民のゴミに対する意識の高まりが伺われました。投げ捨ててあったゴミは、空きビン、空き缶、ビニール等の燃えないものが大半を占め、関平地区の美観を損ねていました。これから盛夏を迎えるとともに衛生管理が重要な時期となつてまいります。今後一人ひとりの自覚と村ぐるみでゴミの管理を強化し、村内の衛生の向上に村民一体となつて推進しましょう。

### ◎ ゴミの回収日

燃えないもの

(ビン類、缶類、金属類、ビニール類、ガラス、セト物等)

毎週 ㊦曜日  
燃えるもの

(生ゴミ、紙類、木製類等)  
毎週 ㊦曜日

※ 必ず指定日を守って指定曜日の朝八時半までに、ゴミ集収指定場所にちらからないように袋に入れ結束して出して下さい。



尚、ゴミ集収指定地以外の所にゴミ等の廃棄物を捨てますと、「廃棄物の処理及び

清掃に関する法律」により五万円以下の罰金となりますので御注意下さい。

### 福島県職員

#### 募集について

昭和五十三年度福島県職員採用候補者試験が次のように行われます。

#### 一、大学卒程度

- 1 一般行政 2 農学
- 3 農業工学 4 林学
- 5 土木 6 化学 7 薬学
- 8 獣医学 9 畜産
- 10 畜糸

#### 二、短大卒程度

- 1 保母 2 栄養士
- 3 臨床検査技師
- 4 診療放射線技師

#### 三、高校卒程度

- 1 一般事務(男子)
- 2 一般事務(女子)
- 3 農業土木
- 4 林業
- 5 土木

#### 四、学校事務職員

市町村立の小学校、中学校および養護学校の事務以上の通り募集しておりますが詳細については

☎ 福島(二)一一一一番又は市町村役場にお問い合わせ下さい。

## 和昭52年分所得税の

## 特別減税が行なわれます。

今回、昭和五十二年分所得の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。

- ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。
- ②事業所得者などの場合  
事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください、そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。
- ③その他の人の場合  
今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十二年
- ①サラリーマン  
「還付方法と  
その手続」
- 「還付を受けられる人」  
還付を受けるられるのは、昭和五十二年分の所得税を納めた人で、ただし、利子配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

ンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社勤務しているサラリーマンは、六月一七月ごろ、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二カ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときはその分については、次に説明する「事業所得者などの場合」と同じ方法で還付されます。

『川をきれいに  
しましょう』

年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

くわしいことは税務署へおたずねください。

古来より人々は川のそばに集落を造り、川とともに生きて来ました。現在私達が観ている川の姿は人々のかかわりあいをもちながらできてきたものであり自然の川そのものと言えるのは数少なくなつてしましました。人々は自分達の生活にとってより好ましい姿にかえて来ました。川に対する働らきかけとして、洪水を防ぐ施設、川の水を利用する施設あるいは、河川公園等を作つて来ました。

このように川はその地域にとつて「母なる川」です。しかし、私達が日常生活や産業活動で生じた不要物を捨てると、当然「川」の水質は好ましくない方向に変化し、水質汚濁の原因および環境影がそこなわれることとなります。川は汚れをきれいにする働らき（自浄作用）を持っています。

現在はその限界を越える汚濁度となつています。さらには新科学物質（洗剤や製品）の登場、化学肥料、農薬の多様等で水質問題は複雑になつています。川の汚濁の影響は多方面に及びます。例えば「飲料水」の悪化は人の健康に直接かわりがありますし、「工業用水」の悪化は、施設の寿命を縮め、製品の質を低下させ、「農業用水」の悪化は、収穫が落ちたり食物を通じて人体に影響を及ぼします。

また悪臭などは不快を感じさせます。これら水質汚濁の対策としては下水道の整備、工場排水の規制、川底の汚泥のしゅんせつ、監視体制の整備、処理技術の開発等があります。水質汚濁に係る行政機関は数多くあり、また関係法令も複雑なため、お互いに連絡をとりあつて効果的な水質汚濁対策がと

れるよう、昭和四十六年に「阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会」が結成されました。この協議会には建設省、通産省、宮城、福島県と沿川市町村が参加し活動しています。川を汚すことは私達の生活に重大な影響を及ぼすこととなります。そして一番大切なことは「一人一人が物を捨てない」ということです。これは川

に限られた事ではなく、山や道路等あらゆる面で同じことです。皆さんも自然環境を良くし「豊で」「住み良い」「泉崎村」を造ることに御協力下さい。

なお川の異常等にお気付の時は、泉崎村、県、建設省等に連絡して下さい。

七月一日からは河川愛護月間です。

## 季節の話題

## ハナシヨウブ

六月の声を聞く各地で「あやめまつり」が始まります。花のいのちは短いほど美しいという定説があるように、この花、正確にいうとアヤメ科の女王ハナシヨウブも三、四日のいのちですが、早咲きから遅咲きまであり、一番花、二番花ときには三番花までつくだ、花期としては意外に長く六月いっぱいには続くようです。

ハナシヨウブと同じ仲間のアヤメ、カキツバタは区別しにくいものですが、アヤメは茎も葉も細く、花弁の基部にあやの目模様があり、早ければ五月中旬から咲きはじめます。

カキツバタは、広い葉で葉脈がなく黄味がかったいて水中に育ち、咲くのは早咲きで五月下旬になります。ハナシヨウブは、広葉で太い葉脈があります。半乾半湿地帯を好むようです。

開花時期は一番遅く六月です。花びらは九枚のように見えますが、外側の六枚はメシベとガクで、中央の三枚だけが花びらです。その花びらが、ハナシヨウブは立ったり、垂れ下がったりしています。



# 公民館だより

## ●高砂学級順調にスタート

本村の高令者学級は昭和五十年度に開設以来、年々学級生が増え、今年度は一六五名が入級した。

去る五月六日開講式を挙げ、五月二十七日から、クラブ活動を開始した。

六月以降のクラブ活動日は次の通りである。

六月十七日(土)、七月二日(土)、八月二日(火)九月九日(土)、十月七日(土)以上五回。

なおクラブ活動は次の七部に分かれて学習する。

文芸書道、手芸、民芸、盆栽、民謡、舞踊、文化財

## ●婦人学級

婦人学級の今年度の入級者は、去る五月二十六日の開講当日現在で、八十三名(関平地区四九、川崎地区三四)次の四クラブにわかれて学習する。

習字(主としてペン字)手芸、生花、調理。

入級希望者はこれからでも受け付けるので中央公民館まで連絡されたい。

○家庭教育学級は第一小学校、第二小学校に、それぞれ一学級ずつ開設されている。月一回以上、年間一

回の学習、主として、家庭教育の正しい方法や子供の正しい理解について学習する。

子を持つ父母は誰でも入級できるのでまだ入級しない人は各小学校に申し込まれたい。

## ◎今月の行事

・サツキ展は六月十日から十二日まで、中央公民館で行われる。

・民謡教室は毎週火曜日の夜七時半から。

・きもの教室、舞踊教室はそれぞれ、水曜・金曜の夜に行われている。

## 『自治青年会長 選任あいさつ』

会長 佐々木 一成

去る五月三日の泉崎村青年会五十二年総会に於いて会長に選任されました。会員と共に会の発展に微力を尽したいと思ひます。

さて昔の農村地帯の青年は農業という同じ職業を通じて共通の意識をもつことができたのではないかと私なりに考えています。しかし現在は様々な職業があつて各自がそれぞれの職業についているのが現状で、青年会はそれが同じ地域の住人で同世代の集まりだとい

# 体協だより

お忙がしい生活の中で、皆さん健康を保つ為に何をすれば良いでしょうか。

スポーツも一つの方法と思います。普段使用しない筋力が丈夫になります。

## 六月の行事

十一日(日) 職場対抗ソフトボール大会

十八日(日) 村民登山大会(レクリエーション)尾瀬方面

二十五日(日) 支部対抗ソフトボール大会(女子)

詳しくは事務局公民館にお問い合せ下さい。 ☎三三

うことから、そのうちには職場の仲間意識と併せて共通の意識をもつことができると思います。私達会員はみな職業人でありますから活動できる時間は限られますが、そうした中で、新しい仲間を更に多く得ることができたらそれは素晴らしいことだと思います。最後に村民の皆様には、青年会活動への理解とご支援をお願いしましてあいさつと致します。

# 壮年ソフトボール大会

好天に恵まれた、去る五月二十八日体育協会、ソフトボール愛好会の主催で明星グラウンドいっばいに支部対抗による壮年ソフトボール大会が盛大に行われました

親睦と体力増強を主目的に有意義な一日として成果がありました。

成績は次の通り

一回戦 瀬知房 23-3 原 B

関和久 15-8 北平山

峠 14-8 宿 館

高 根 22-3 太田川

二回戦 峠 10-9 原 A

準決勝 関和久 16-8 瀬知房

峠 12-4 高 根

決勝 関和久 25-9 峠

## 六月の学校行事予定

### ●泉一小

一日④ 自転車教室  
五日① 三年生以上三校時 歯の愛護  
五日① 歯の愛護について 講話及び児童劇の開催一校時  
七・八日④⑤ 六年生、国立那須甲子少年自然の家宿泊訓練一

泊二日 一四日④ 父兄授業参観 午後一時より 授業参観及び学校懇談会

一八日① 郡山市多田野小学校PTA学校視察に来校予定

一九日① 全校絵を画く会

二〇日④ プール開き

二二日④ 親子水泳大会

二二日④ 方部安全集会 (児童会)

二二日④ PTA研修旅行 栃木県方面

松食い虫発生に消毒奉仕 去る五月二十四日本校玄関前の松の木に松食い虫が多数発生したため、本校PTA副会長和泉保則氏が、動力噴霧機をご持参くださ

れ消毒の奉仕作業をしてくださいました。本当に有りがとうございました。

## ●泉崎第二小学校

七日④ 県南教育事務所学校訪問  
十日④ 貧血検査(全学年) 血液型検査(一年)

二四日④ プール開き

●泉崎中学校 中学校の六月の主な行事は左記のとおりである。 今年は、全国高等学校総合体育大会が、本県全域に

わたって開催される関係上中体連各種大会がはやまっている。

また本校を卒業し現在大学に学んでいる先輩が、教員の資格をとるため、二、三週間にわたって教育実習をする。

1日 学校安全の日。

郡市中学校養護学級交歓ソフトボ

2日 生徒会代議員会、ル大会、南湖。

5日 教育実習生三名。

知能テスト一、三年生実施

8日 映画教室(午後)

9日 中体連出場選手壮行会

12日 教育実習生三名

13日 郡市中体連総合大会。14日

野球(南湖、城山、バレーボール(白二中、西二中)卓球(中央中)、剣道(武道館)、バスケットボール(白農工)、体操(白女)

※水泳: 弘公園プール、駅伝: %矢吹表郷

15日 集金日

生徒会班長会

18日 三年生教研テスト

25日 吹奏楽講習会中村

三申

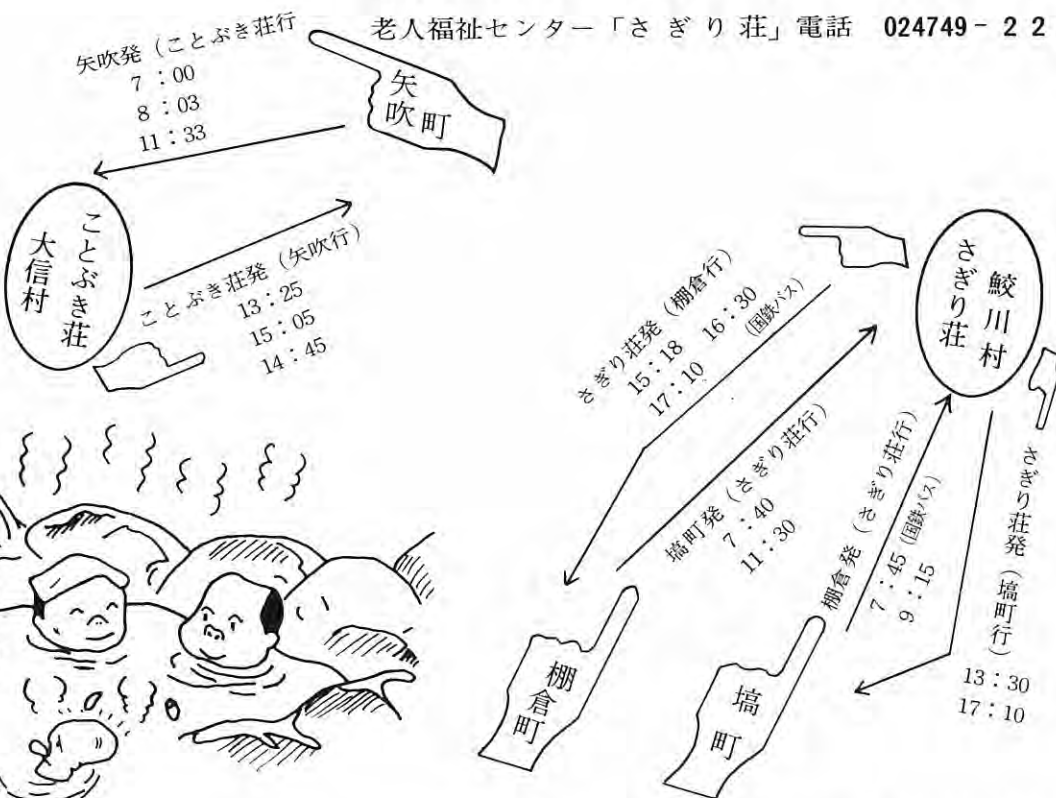
28日 中体連県南大会石川

# 老人福祉センター ご利用の皆様方へ

老人センターご利用の皆様には、大変長い間ご不便をおかけしてまいりましたが、この度、「ことぶき荘」、「さぎり荘」前に民営のバスが停車することになりましたのでお知らせいたします。

老人福祉センター「ことぶき荘」電話 024846-2354

老人福祉センター「さぎり荘」電話 024749-2205



## 赤猫の話

### 〈郷土編纂室資料だより〉

昔々五本松に赤猫がおり踊りが上手であった。この猫はいつも踏瀬の一里檀の桜の大木のところで、大勢のけだもの達に交って踊りを楽しみ、赤猫が来ないと踊りが揃わなかった。「五本松の赤猫が来ねえと踊りが揃わねえ。」と嘶し立てて、けものたちは赤猫の来るのを待ってあった。

赤猫が来て、踊りの輪にはいると踊りが揃い一段と賑かになり、みんな元気よく踊った。

また赤猫は、いつも新しい手拭を冠って踊っておった。

猫は年をとると前足で立つて歩くと言う。赤猫もこのようにして歩いた。

赤猫の家では、赤猫が手拭を持って行くので、手拭が無くなって困った。

或る日のこと、赤猫が手拭を持って、どこかに姿をかくした。

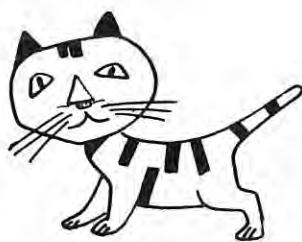
次の日に、その家の者が赤猫に

「お前は手拭を持って行って踊りでも踊るのか。」と聞いた。すると黙って聞いておった赤猫は不意に、そこにあった手拭を冠ってその家を出た。そして名残り惜しそうに何度も何度も振り返りながら出て行ったま、遂に、この家には戻って来なかった。

その後この赤猫は踏瀬に住みついて、一里檀の桜の木の下で、古い手拭を冠って踊りを踊っている姿をみかけるようになったという

文化財審議員

遠藤 輝之助



# 《税務署だより》

## 国 税

◎税金はみんなのために  
使われる！

私たちが健康で快適な生活ができるように、国や地方公共団体はいろいろな活動を行なっています。

例えば、社会福祉の充実住宅や道路の整備、教育や科学技術の振興など幅広い分野にわたっていますが、これらの活動に必要な費用は、その社会を構成している私たちがみんなが分担して出し合っているかなければなりません。これが税金です。そこで、私たちが納める税金の一〇〇〇円当りの使い道を、昭和五十三年度の一般会計予算でみてみますと次のようになっています。

|      |                    |
|------|--------------------|
| 237円 | ●わたしたちの健康や生活を守るために |
| 159円 | ●教育や科学技術の振興のために    |
| 112円 | ●国土の防衛のために         |
| 171円 | ●その他のいろいろな施策のために   |
| 55円  |                    |
| 94円  |                    |
| 172円 |                    |

- 住宅や道路などの整備のために
- 地方財政の補助のために
- 国債の償還や利子支払のために

◎災害を受けたときは  
税の軽減を！

サラリーマンが風水害や火災、地震などによって被害を受けたときは、源泉所得税の徴収猶予や既に源泉徴収された税金の還付を受けるなどの救済措置があります。

救済方法には次の二つがあります。どちらか有利な方を選ぶことができます。

(1)住宅や家財について、その価額の半分以上の損害を受け、しかも、その年の所得の見積額が四〇〇万円以下の場合、源泉所得税に於いて、源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。

(2)災害などによる損害額がその年の所得の見積額の一

〇%を超えるため、雑損扣除が受けられると見込まれるときは、災害を受けた後に支払を受ける給与の源泉所得税について、雑損扣除の見積額の徴収猶予が受けられます。

手続などについては、税務署か税務相談室にお尋ねください。



## 『寄附金』

ありがとうございました

ございました。

五月に下記の通り寄附がありました。厚くお礼申し上げます。

- (1)本柳清衛様より亡母ナラ殿の遺志として、  
消防施設整備資金 一 金 一万円也
- 老人クラブ連合会 一 金 一万円也
- 第一小学校施設整備資金 一 金 一万円也
- 中学校施設整備資金 一 金 一万円也
- 幼稚園施設整備資金 一 金 一万円也
- (2)水野谷泰治様より亡妻ミマオ殿の遺志として、  
老人クラブ連合会 一 金 一万円也

おいおい

おめでた

おくやみ

□結婚おめでとう

ございます。

□謹しんでお悔み

申し上げます。

泉崎字根岸五

中畑真由美 父 新一

野中健造 泉崎字都橋山

裕子 一 番地三

小越一雄 北平山字堂ノ

良子 下太

箭内達雄 泉崎字坊主窪

マチ子 三

久保木孝雄 踏瀬字滝原前

和子 山八

小川勝雄 泉崎字鶴番小

壽江 屋四

泉崎字白松山一

水野谷シマオ 七才

泉崎字柵内西

本柳ナヲ 八才

□出生おめでとう

ございます。

北平山字行方地兜

吉田美喜男 父 源一

